



視察報告

立憲・国民・無所属の会さいたま市議団は、さいたま市への政策提言を行うため、

政務活動費を使用した視察を適宜行なっています。

視察を通じ、どんな知見が得られ、

それをさいたま市にどのように反映していくかについて市民の皆様への説明責任を果たすべく、

本ホームページ上で視察報告を公表します。

「会派合流・会派名変更前のデータも公表しています。」

2010/04/13

【民主党 さいたま市議団】 深谷市視察

深谷市視察報告

【1】視察日時 平成22年3月29日(月) 12:00~15:00

【2】参加者 高柳俊哉、高木真理、池田麻里、丹羽宝宏、三神尊志

【3】視察目的

地域の特長を生かした政策条例の代表例である『深谷市レンガのまちづくり条例』の制定背景と目的、その効果を調査する。それによって、さいたま市の特長を生かしたまちづくりの可能性を考察する。

【4】視察内容

- ・小島進深谷市長他との意見交換
- ・所管部局からのヒアリング
- ・現地視察



【5】調査内容

『深谷市レンガのまちづくり条例』は、平成8年に施行され、平成13年、平成22年に一部改正がなされている。制定の目的は、深谷市出身の明治期の実業家で深谷市をレンガのまちとして発展させた渋沢栄一の顕彰と、レンガ等及びレンガ造建築物のレンガを使用した建築物の建築主に対し奨励金を交付することにより、レンガのまちづくりを推進し、もって歴史的背景を踏まえた個性あるまちづくりを行うことにある。条例が制定された平成8年は、渋沢栄一が深谷市に日本煉瓦製造会社を設立してから100年目に当たる。

条例で定められる「レンガ等」とは、レンガ及びレンガ調タイルを指し、定められた色見本に近似するものが対象となる。奨励金の額は、外壁に使用されたレンガ等の面積割合に応じて決定される(レンガ等使用面積割合80%以上で固定資産税、都市計画税相当額、50%以上80%未満で同1/2相当額、25%以上50%未満で同1/3相当額)。奨励金の交付期間は3年間。

渋沢栄一の功績と、深谷市が日本のレンガ製造業の基幹を担っていたことは深谷市民に広く知られているところであり、条例制定によって、市民に「深谷がレンガのまちである」という事実を改めて周知できたと考えられる。しかし一方で、本条例を適用しレンガ等を外壁に使用した建築物の指定数は、平成8年度から20年度までで33件に止まる。また、指定対象地域は全市であることから、指定を受けた建築物も市内に散在しており、「レンガの町並み」が創出されるには至っていない。さらに、条例には「市長の責務」として「市の建築物を新築、改築又は増築をする場合は、その壁面、外構等にレンガ等を使用するよう努めるものとする」と定められているが、市の建築物にレンガ等が使用された件数も限られている。

レンガ等を使用した建築物が少数である大きな要因として、現代の建築工法では壁面に安価なパネルやボード等が使用されることが一般的であり、レンガ調タイルを使用すると高額になってしまう点が挙げられる。また、レンガ自体を使用することは耐震上現実的ではない。

深谷市では、条例を適用した建築物を増やし、レンガの町並みを創出する手段の一環として、区画整理地区での一括適用等の可能性を研究しているが、地域一帯の住民の理解、協力が不可欠であり、模索段階である。

【6】所感

深谷市の特長を生かした条例として着眼点が秀逸である。一方で、レンガやレンガ調タイルを使用した建築物は、現代の工法から考えると一般的でなく、奨励金交付も決定的なインセンティブとはなっていない点が問題点としてあげられる。

そもそも、条例制定の目的である「渋沢栄一の顕彰」と「個性あるまちづくり」が、自治体の最終目的である住民福祉の向上にどのようにつながるかが不明確であり(深谷市の全国的な知名度を上げるのか、市民活力を向上させるのか、観光客を誘致するのか、地元産業を育成するのか等)、その点が、条例の存在意義をあいまいにしていると感じた。

視察を通じ、特長あるまちづくりの取組や政策条例の制定の際には、「その条例がどう住民福祉の向上に資するのか」、「目的達成のためにその手法が適切か」という観点を常に持たなくてはならない、という点を認識した。